

留 監 第 60 号  
平成 28 年 8 月 22 日

留萌市長 高 橋 定 敏 様

留萌市監査委員 岩 崎 智 樹  
留萌市監査委員 坂 本 守 正

平成 27 年度健全化判断比率審査意見書の提出について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された平成 27 年度健全化判断比率を審査したので、別紙のとおりその意見を提出します。

## 平成 27 年度健全化判断比率審査意見書

### 1. 審査の対象

平成 27 年度決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類。

### 2. 審査の期間

平成 28 年 8 月 9 日から平成 28 年 8 月 22 日

### 3. 審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4. 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

健全化判断比率	平成 27 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	13.78 %	20.0 %
連結実質赤字比率	— %	18.78 %	30.0 %
実質公債費比率	17.6 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	96.2 %	350.0 %	— %

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料1）からもわかるとおり、一般会計実質収支額は357,715千円の黒字で、実質赤字比率は発生しないことから、特に指摘すべき事項は無い。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は一般会計、特別会計の実質収支額、企業会計の資金不足・余剰金の合計を標準財政規模で除した率であり、個別に示すと次のとおりである。

会 計 名	平成27年度 実質収支額	比率	平成26年度 実質収支額	比率
一般会計	357,715 千円	4.53 %	116,610 千円	1.48 %
国民健康保険事業特別会計	42,881 千円	0.54 %	△ 147,788 千円	△ 1.88 %
後期高齢者医療事業特別会計	209 千円	0.00 %	433 千円	0.00 %
介護保険事業特別会計	23,034 千円	0.29 %	20,112 千円	0.25 %
会 計 名	平成27年度 資金不足・余剰金	比率	平成26年度 資金不足・余剰金	比率
下水道事業特別会計 (解消可能資金不足額控除後の額)	0 千円	0.00 %	0 千円	0.00 %
実質収支額	△ 83,828 千円	△ 1.06 %	△ 139,151 千円	△ 1.77 %
港湾事業特別会計	0 千円	0.00 %	0 千円	0.00 %
病院事業会計	236,423 千円	2.99 %	349,121 千円	4.44 %
水道事業会計	333,182 千円	4.22 %	333,993 千円	4.25 %
合 計	993,444 千円	12.60 %	672,481 千円	8.56 %
標準財政規模	7,881,863 千円	(臨時財政対策債発行可能額 428,280千円含む)	7,852,761 千円	(臨時財政対策債発行可能額 454,658千円含む)

※連結実質赤字比率はプラス数値となった場合、比率は発生しないものとなる。

※比率は表示未満切り捨て。

平成27年度決算における留萌市の赤字会計は、下水道事業特別会計であるが、人件費の独自削減、公的資金借換により55,323千円の単年度収支黒字を計上しており、累積収支不足額は改善されている。

病院事業会計については留萌市立病院改革プランの実行により経営改善されてきたが、今年度は入院患者、通院患者が減少したことにより、単年度での運転資金は378,808千円の減少となり、この結果、236,423千円の資金余剰となったところである。

以上のことから引き続き連結実質収支額は黒字で連結実質赤字比率は発生しないことか

ら、特に指摘すべき事項はない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は実質的な公債費の財政負担状況を表すもので、3カ年の平均比率を出すものである。

3カ年の各単年度実質公債費比率は

平成27年度 17.88559%

平成26年度 18.28022%

平成25年度 16.68662%

となっており、3カ年平均の実質公債費比率は17.6%で、早期健全化基準の25.0%を下回り、かつ、18%を下回っていることから今年度も地方債許可団体の該当要件から外れたところである。

平成22年9月策定の「公債費負担適正化計画」に基づいた起債の繰上償還の効果も順調に推移し、平成26年度をもって計画は終了となったが、今後もより一層適正な管理により地方債許可団体に移行しないよう努めていただきたい。

④ 将来負担比率について

平成27年度の将来負担比率は96.2%で、早期健全化基準の350.0%を下回っており、特に指摘すべき事項は無い。